

2023年6月30日

各位

インフラファンド発行者名

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人

代表者名 執行役員

柳澤 宏

(コード番号 9284)

管理会社名

カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長

柳澤 宏

問合せ先 取締役 財務企画部長

吉田 圭一

TEL: 03-6279-0311

グリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2023年6月30日開催の本投資法人の役員会において、グリーンエクイティ(注)としての新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(注) 本投資法人は、2023年6月30日付で公表した「グリーンファイナンス・フレームワーク「Green1(F)」格付取得のお知らせ」に記載のとおり、新規に株式会社日本格付研究所より本グリーンファイナンス・フレームワーク（下記<ご参考>「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に定義します。）に対する格付を取得しました。本投資法人は、かかる評価を取得した本グリーンファイナンス・フレームワークに則り本投資口を発行します（かかる本グリーンファイナンス・フレームワークに則って発行される本投資口を「グリーンエクイティ」と名付け、かかる呼称で表すことがあります。）。

1. 公募による新投資口発行(一般募集)

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 募集投資口数 | 62,000口 |
| (2) 払込金額
(発行価額) | 未定
日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2023年7月11日(火)から2023年7月12日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に開催する本投資法人の役員会において決定します。 |
| (3) 払込金額
(発行価額)の総額 | 未定 |
| (4) 発行価格
(募集価格) | 未定
日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）の普 |

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。

- | | | |
|------|---|---|
| (5) | 発行価格
(募集価格)の総額 | 未定 |
| (6) | 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社（以下「共同主幹事会社」と総称します。）並びに野村証券株式会社、株式会社SBI証券及び岡三証券株式会社（以下、共同主幹事会社と併せて「引受人」と総称します。）に全投資口を買取引受けさせます。なお、上記募集投資口数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売されることがあります。 |
| (7) | 引受契約の内容 | 引受人は、下記(10)に記載の払込期日に一般募集における払込金額（発行価額）の総額を本投資法人に払い込み、発行価格（募集価格）の総額と払込金額（発行価額）の総額との差額は、引受人の手取金となります。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。 |
| (8) | 申込単位 | 1口以上1口単位 |
| (9) | 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで |
| (10) | 払込期日 | 2023年7月18日（火）。ただし、発行価格等決定日が2023年7月12日（水）の場合は、2023年7月19日（水）とします。 |
| (11) | 受渡期日 | 払込期日の翌営業日 |
| (12) | 払込金額（発行価額）、発行価格（募集価格）その他この公募による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人の役員会において決定します。 | |
| (13) | 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。 | |
| (14) | 引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人の投資主であり、かつ管理会社である資産運用会社（以下「本資産運用会社」といいます。）の株主であるカナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社（以下「指定先」ということがあります。）に対し、一般募集における本投資口のうち、9,052口を販売する予定です。 | |

2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記「<ご参考> 1. オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。）

- | | | |
|-----|--------|--|
| (1) | 売出投資口数 | 3,100口 |
| | | なお、上記売出投資口数は、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの投資口数の上限を示したものです。上記売出投資口数は、一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しその |

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

- ものが全く行われな場合があります。売出投資口数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する本投資法人の役員会において決定します。
- (2) 売 出 人 人
みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定
発行価格等決定日に開催する本投資法人の役員会において決定します。なお、売出価格は、一般募集の発行価格（募集価格）と同一とします。
- (4) 売 出 価 額 の 総 額 未定
- (5) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が指定先から 3,100 口を上限として借り入れる本投資口の売出しを行います。
- (6) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (7) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とします。
- (8) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とします。
- (9) 売出価格その他この投資口売出しに必要な事項は、今後開催する本投資法人の役員会において決定します。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

3. 第三者割当による新投資口発行（下記「<ご参考> 1. オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。）

- (1) 募 集 投 資 口 数 3,100 口
- (2) 払 込 金 額 未定
(発行価額) 発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定します。なお、払込金額（発行価額）は一般募集における払込金額（発行価額）と同一とします。
- (3) 払 込 金 額 未定
(発行価額)の総額
- (4) 割当先及び割当口数 みずほ証券株式会社 3,100 口
- (5) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (6) 申 込 期 間 2023 年 8 月 9 日（水）
(申 込 期 日)
- (7) 払 込 期 日 2023 年 8 月 10 日（木）
- (8) 上記（6）に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとします。
- (9) 払込金額（発行価額）その他この第三者割当による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人の役員会において決定します。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933 年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が指定先から3,100口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社に借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるため、本投資法人は2023年6月30日（金）開催の本投資法人の役員会において、みずほ証券株式会社を割当先とする本投資口3,100口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、2023年8月10日（木）を払込期日として行うことを決議しています。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から2023年8月7日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しを行った口数を上限として本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けたすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって買い付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、本件第三者割当に応じる予定です。

そのため本件第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による指定先からの本投資口の借入れは行われません。したがって、みずほ証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、上記の取引に関して、みずほ証券株式会社は、SMBC日興証券株式会社と協議の上、これらを行います。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口総数の推移

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項等をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

現在の発行済投資口総数	386,656 口
公募による新投資口発行に伴う増加投資口数	62,000 口
公募による新投資口発行後の発行済投資口の総口数	448,656 口
本件第三者割当に伴う増加投資口数	3,100 口 (注)
本件第三者割当後の発行済投資口の総口数	451,756 口 (注)

(注) 本件第三者割当における発行投資口数の全口数についてみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の口数を記載しています。

3. 発行の目的及び理由

新たな特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 1 項における意味を有します。以下同じです。）の取得による資産規模の拡大、キャッシュフローの安定性向上及び時価総額の拡大に伴う流動性の向上を目的として、本投資法人の 1 口当たり分配金の増加額及び LTV 水準等に留意しつつ検討を行った結果、新投資口を発行することとしたものです。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

7,589,000,000 円（上限）

(注) 一般募集における手取金 7,228,000,000 円及び本件第三者割当の手取金上限 361,000,000 円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は、2023 年 6 月 20 日(火)現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

一般募集における手取金 7,228,000,000 円については、本投資法人が策定したグリーンファイナンス・フレームワーク（以下「本グリーンファイナンス・フレームワーク」といいます。）

(注 1) の適格基準（注 2）を満たす、本日付で公表の「国内インフラ資産の取得及び貸借に関するお知らせ」に記載の本投資法人が 2023 年 7 月 19 日付で取得を予定している特定資産（以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当する予定です。なお、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限 361,000,000 円については、手元資金とし、本グリーンファイナンス・フレームワークの適格基準を満たす将来の特定資産の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当する予定です。なお、本日時点において本件第三者割当による手取金を借入返済の一部に充当する具体的な予定はありません。本手取金を借入返済の一部に充当することが確定しましたら、その返済額及び返済前後の負債比率等について改めて開示します。

(注 1) 本グリーンファイナンス・フレームワークの詳細については、下記「<ご参考>「9. グリーン投資口（グリーンエクイティ）」」をご参照下さい。以下同じです。

(注 2) 適格基準について

本グリーンファイナンス・フレームワークに基づいて調達された資金は、本投資法人及び本資産運用会社の審査基準に照らしリスク検証を実施した健全な事業運営が期待できるプロジェクトとし、以下の適格基準を満たすもの（以下「適格プロジェクト」といいます。）の設備投資資金又は設備投資資金のリファイナンス資金に充当される予定です。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項等をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933 年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

- ・ 対象設備が日本国内に存在していること
- ・ 対象設備の建設・設置にあたり、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。その後の改正を含みます。）をはじめとする法令及び諸規則を遵守することについて、適用される法令を確認した上で必要となる手続が行われていること
- ・ 対象設備の建設・設置にあたり、所在土地の権利・契約関係が安定的であり、地方自治体を含めた周辺住民からの理解が適切なレベルで得られていること
- ・ 対象設備の所在地に環境・土壌の汚染がなく、将来においても対象設備がそれら汚染を引き起こすおそれがないこと
- ・ 各種専門家レポートにおいて審査基準を満たさない状況であることの指摘がないこと
- ・ 適格プロジェクトへの投資は、関連グリーンファイナンスの実行日後速やかに実施されるものであること

（注 3）調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

5. 配分先の指定

引受人は、本投資法人の指定する販売先として、指定先に対し、一般募集における本投資口のうち、9,052 口を販売する予定です。

6. 今後の見通し

2023 年 6 月期（第 12 期）（2023 年 1 月 1 日～2023 年 6 月 30 日）、2023 年 12 月期（第 13 期）（2023 年 7 月 1 日～2023 年 12 月 31 日）、2024 年 6 月期（第 14 期）（2024 年 1 月 1 日～2024 年 6 月 30 日）及び 2024 年 12 月期（第 15 期）（2024 年 7 月 1 日～2024 年 12 月 31 日）の運用状況の予想については、本日付で公表の「2023 年 6 月期（第 12 期）、2023 年 12 月期（第 13 期）及び 2024 年 6 月期（第 14 期）の運用状況の予想の修正並びに 2024 年 12 月期（第 15 期）の運用状況の予想に関するお知らせ」をご参照下さい。

7. 最近 3 営業期間の運用状況及びエクイティファイナンスの状況等

（1）最近 3 営業期間の運用状況

	2021 年 12 月期（第 9 期）	2022 年 6 月期（第 10 期）	2022 年 12 月期（第 11 期）
1 口当たり当期純利益（注 1）	2,902 円	3,902 円	3,138 円
1 口当たり分配金	3,750 円	3,903 円	3,750 円
実績配当性向（注 2）	100.0%	100.0%	100.0%
1 口当たり純資産	103,665 円	103,818 円	103,053 円

（注 1）1 口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しています。

なお、1 円未満を切り捨てて記載しています。

（注 2）実質配当性向=分配金総額（利益超過分配金は含みません。）÷当期純利益×100

（2）最近の投資口価格の状況

① 最近 3 営業期間の状況

	2021 年 12 月期	2022 年 6 月期	2022 年 12 月期
始 値	126,500 円	123,100 円	122,800 円

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項等をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933 年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

高 値	127,100 円	126,800 円	129,200 円
安 値	119,900 円	116,000 円	120,800 円
終 値	122,700 円	122,500 円	124,000 円

② 最近6ヶ月間の状況

	2023年 1月	2023年 2月	2023年 3月	2023年 4月	2023年 5月	2023年 6月
始 値	124,000 円	122,600 円	121,700 円	122,400 円	123,100 円	124,500 円
高 値	124,100 円	123,000 円	122,600 円	123,400 円	124,700 円	125,100 円
安 値	122,500 円	120,900 円	119,200 円	121,300 円	122,000 円	120,700 円
終 値	122,600 円	121,600 円	122,500 円	123,400 円	124,100 円	121,700 円

(注) 2023年6月の投資口価格については、2023年6月29日(木)現在の情報を記載しています。

③ 発行決議日の前営業日における投資口価格

	2023年6月29日
始 値	120,700 円
高 値	122,100 円
安 値	120,700 円
終 値	121,700 円

(3) 最近3営業期間のエクイティファイナンスの状況

該当事項はありません。

8. 売却・追加発行の制限

(1) 一般募集に関連して、指定先に、共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等(ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。)を行わない旨を約していただく予定です。

共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。

(2) 一般募集に関連して、本投資法人は、共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当及び投資口の分割に伴う新投資口発行等を除きます。)を行わない旨を合意します。

共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有します。

9. グリーン投資口(グリーンエクイティ)

本投資法人は、投資口の発行を含む、環境の改善に向けてポジティブなインパクトをもたらす事業に係る資金調達(以下「グリーンファイナンス」といいます。)の実施のために、現在我が国及び世界の資本市場において幅広く認知されているESG投資(注1)に関連する基準及びガイドライン等である「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021年版」(注2)、

ご注意: 本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項等をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933年米国証券法(その後の改正を含みます。)に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

「グリーンローン原則 (Green Loan Principles) 2023 年版」(注 3)、「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版」(注 4) 及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」(注 5) (以下、これらの原則・ガイドラインを総称して「グリーンボンド原則等」といいます。) で定められる 4 つの核となる要素 (1. 調達資金の用途、2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス、3. 調達資金の管理並びに 4. レポートリング) を参照し、本グリーンファイナンス・フレームワークを策定しました。なお、投資口の発行を含む資本性資金調達 (エクイティファイナンス) については、グリーン性等の評価に関する原則・指針がないものの、債券や借入金におけるグリーン性等の評価の指針であるグリーンボンド原則等を参照し、上記 4 要素とその枠組みを定め、投資口の発行を含む資本性資金調達 (エクイティファイナンス) も本グリーンファイナンス・フレームワークの対象としています。

そして本投資法人は、本グリーンファイナンス・フレームワークが前記の 4 つの核となる要素に適合していることを確認するため、第三者評価機関である株式会社日本格付研究所 (注 6) (以下「JCR」といいます。) に評価を依頼し、グリーンボンド原則等が示す外部レビューの 4 種類 (「セカンド・パーティ・オピニオン」、「検証」、「認証」及び「格付」) (注 7) に対応する事項のうち「格付」の評価 (注 8) を取得しました。

本投資法人は、かかる評価を取得した本グリーンファイナンス・フレームワークに則り本投資口を発行します (かかる本グリーンファイナンス・フレームワークに則って発行される本投資口を「グリーンエクイティ」と名付け、以下かかる呼称で表すことがあります。) (注 9) (注 10)。

(注 1) 「ESG 投資」とは、投資という行動を通じて社会の持続可能性 (サステナビリティ) を高めることに貢献しようとする社会的責任投資 (サステナブル (持続可能)、社会的責任、倫理、環境等の観点に基づく投資のほか、ESG 要因 (環境 (Environment)、社会 (Social) 及びガバナンス (Governance) の 3 つの分野 (以下「ESG」と総称します。) に関連する要因をいいます。) を組み入れたあらゆる投資手法をいい、SRI (Socially Responsible Investment) とも呼ばれています。) の中で、非財務情報である ESG 要因に関して評価の高い企業を選んで投資する手法をいいます。

(注 2) 「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) 2021 年版」とは、国際資本市場協会 (ICMA) が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会 (Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee) により策定されている、グリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

(注 3) 「グリーンローン原則 (Green Loan Principles) 2023 年版」とは、ローン市場協会 (LMA) 及びアジア太平洋地域ローン市場協会 (APLMA) により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。

(注 4) 「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内で更に普及させることを目的に、環境省が 2017 年 3 月に策定・公表し、2020 年 3 月及び 2022 年 7 月に改訂したガイドラインをいいます。なお、本グリーンファイナンス・フレームワークにおいてサステナビリティ・リンク・ボンドガイドラインは対象外です。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933 年米国証券法 (その後の改正を含みます。) に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

- (注5) 「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」とは、環境省が 2020 年 3 月に策定・公表し、2022 年 7 月に改訂したガイドラインで、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、グリーンローンを国内で更に普及させることを目的として、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。なお、本グリーンファイナンス・フレームワークにおいてサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインは対象外です。
- (注6) JCR は、1985 年に設立された格付機関であり、2017 年よりグリーンファイナンス評価を提供しています。JCR は、環境省よりグリーンボンド発行モデル事業の適合性確認業務を受託し、グリーンボンド発行支援者登録者（外部レビュー部門）（環境省が登録する、グリーンボンドの発行体に対して発行支援事業（外部レビューの付与、グリーンボンドコンサルティングの実施等）を行う者のうち、外部レビュー付与事業を行う部門をいいます。）にも登録されています。以下同じです。
- (注7) グリーンボンド原則において、「セカンド・パーティ・オピニオン」とは専門性を有する第三者機関がグリーンボンド原則等との適合性に関する意見を表明すること、「検証」とは外部評価機関が環境基準等に関連する一定の基準（発行体が作成した内部基準も含まれます。）との適合性を保証又は証明すること、「認証」とは認定された第三者機関等が一般的に認知された外部のグリーン評価基準への適合性を確認し認証を付与すること、「格付」とは専門性を有する調査機関や格付機関等の第三者機関が確立された格付手法を基に評価又は査定すること、をそれぞれいうものとされています。
- (注8) JCR による当該評価は、本グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性並びに資金使途等に係る管理、運営及び透明性確保の取組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではありません。JCR による当該評価はあくまで本グリーンファイナンス・フレームワークに対する評価に過ぎず、本投資法人の投資口に付された評価ではありません。本グリーンファイナンス・フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR による当該評価は、本グリーンファイナンス・フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。JCR による当該評価は、本グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、本投資法人及び／若しくは借入人又はそれらの依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認したものに過ぎず、原則としてこれを直接測定したものではありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。JCR による当該評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。以下同じです。
- (注9) JCR の評価において、「本フレームワークは「グリーンボンド原則（2021 年版）」、「グリーンローン原則（2023 年版）」、「グリーンボンドガイドライン 2022 年版」及び「グリーンローンガイドライン 2022 年版」において求められる項目について基準を満たしており、投資口についても同様に参照する基準を満足していると JCR は評価している。」旨が記載されています。したがって、本投資口に関する本グリーンファイナンス・フレームワークの評価については、特定の原

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933 年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。

則・ガイドラインに基づくものではなく、あくまでそれらを参照して評価されたものに過ぎません。

(注 10) JCR の評価において、「本フレームワークによって調達した資金の使途は、初回評価時から変わらず、既往又は取得予定の太陽光発電プロジェクト（太陽光発電設備（注 11）、発電所までの送電線を含む。）の設備投資資金、又は設備投資資金のリファイナンス資金に特定されている。」旨が記載されています。これに関連して、エクイティ（投資口等の資本性資金をいいます。以下同じです。）の場合の特殊性として、「投資口の場合には、エクイティという性質上、資金使途に運転資金が含まれる場合がある。本投資法人は、投資法人規約において、事業内容を再生可能エネルギーへの投資と明確に定めている。JCR では、本資産運用会社へのヒアリングを行い、投資法人規約で定めた投資対象が、予見されうる将来において変更されないことを確認している。そのうえで、再生可能エネルギー事業のみを行う本投資法人の事業運営に必要な資金として、運転資金が本フレームワーク内の資金使途に含まれることについて問題ないと判断している。」旨が記載されています。更に、「投資口は償還期限がなく、将来にわたって存続し続けるほか、流通市場では他の投資口との区別も困難である。一方、本投資法人の資産のすべてがグリーン適格であると評価できることから、本投資法人が、本フレームワークの下で調達した資金の管理を、本投資法人の保有しているポートフォリオ全体との比較において行う予定であることは、適切であると JCR は評価している。」旨も記載されています。

(注 11) 「太陽光発電設備」とは、再エネ発電設備（注 12）のうち、特に太陽光をエネルギー源として発電を行うものをいいます。

(注 12) 「再エネ発電設備」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 2 項に定めるものをいいます（不動産に該当するものを除きます。）。

以上

* 本投資法人のホームページアドレス：<https://www.canadiansolarinfra.com>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人のグリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933 年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。